

令和8年4月22日

保護者の皆さまへ

吉野川市立山川中学校

校長 谷 陽子

携帯電話・スマートフォン等使用のガイドラインについて

日ごろは、本校教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、文部科学省は学校における携帯電話の取扱い等を見直し、「原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める」との通知（令和2年7月）を出しております。しかし、現状は、ネット依存による健康被害やSNSを介したいじめや犯罪被害、ネットトラブル（課金等）の増加など課題も多く、生徒たちをとりまく環境に十分留意していく必要があります。

このことをふまえ、本校においても、携帯電話・スマートフォン等を持たせる場合、次のことを保護者の皆さまにご理解いただき、携帯電話・スマートフォン等に関する指導へのご協力をお願いしております。

1 保護者の責任をお願いします

携帯電話・スマートフォン等を生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断してください。持たせる場合には、家庭で利用に関するルールづくりやフィルタリングを活用するなどしてください。

2 学校へ持ち込まない

携帯電話・スマートフォン等は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、生徒が学校へ持込むことについては、原則禁止としています。

しかし、やむを得ない事情も想定されます。そのような場合には、事前に保護者から学級担任にご相談ください。登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮します。なお、持ち込みの許可・不許可については、学校が作成しております「許可願い」提出後に、校内生徒指導委員会で審議させていただき、学級担任から家庭に連絡させていただきます。

3 個人情報に掲載しない

Webサイト、SNSで発信した内容は、「世界中の人に見られている」という認識を持ってください。一度書き込んだ内容は本人が削除しても、他の人の記録に残り、拡散するおそれもあります。

また、クラスのなかまや他の生徒はもちろん、人を傷つけるような内容の書き込みは絶対にやめてください。また、悪質な場合には、警察など外部機関に相談することもあります。

4 ルールやマナーを守る

夜遅くのラインやメールはマナー違反です。午後10時までを基本としています。